

一定のタイプの民泊について、旅館業法の許可の枠組みを適用する必要性・妥当性の検討について  
(主な意見概要)

資料4

厚生労働省

旅館業法に基づく許可制の適用の必要性・妥当性

[ホームステイタイプについて]

○家主居住のホームステイ民泊は旅館業法を適用する必要はない。

○家主がいる場合でも反復継続する以上、旅館業法を適用しないてよいかは慎重に検討すべき。

○プライマリーレジデンスとそれ以外で異なるルールが設定されるべきではないか。

○自分の家を時々短期で貸すホストには、1年365日商業的に運営している営業者とは異なる新たなモデルが適用されるべきではないか。

○個人が本拠として使用する住宅において少人数の宿泊客を受け入れる場合は、届け出等の簡素化が必要ではないか。

○自宅の一部を活用するケースは、簡易宿所としても許可を取るのはなかなか難しいのではないか。別の考えで行うべきではないか。それ以外のケースは、業として行うということによいのではないか。

[共同住宅の空き室・空き家等、ホームステイタイプ以外のタイプについて]

○共同住宅の空き室や空き家を活用する民泊についても検討対象とすべき。

○家主不在の場合、簡易宿所の枠組みで対応するのが現実的。

○今後、民泊を中心的な業として担うことが想定される者として、宅建業者や旅館業者が考えられる。これらの事業者を対象に、イコールフットイングに配慮しつつ、制度設計することで、家主不在の民泊への課題にも対応できるよう検討できないか。

[規制の方法について]

○旅館業法の適用除外とした上で、必要な規制を新たに行うことも含め、抜本的な対応を検討すべき。

○何らかの規制緩和を行う場合であっても、旅館業法の適用を除外するのではなく、旅館業法を適用した上でその運用を緩和することが適当。

<p>宿泊者名簿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○テロリストなど犯罪者の潜伏場所になるおそれもあることから、本人確認や宿泊者名簿は確実になされることが必要。</li> <li>○感染症対応の場合、宿泊者名簿が備えられていないといろいろと支障を来すおそれ。</li> <li>○営業者による利用者の本人確認を担保すべき。</li> </ul>
<p>衛生管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旅館業法に位置付けた上で、感染症拡大防止のための適切な措置を講じることを義務付けるべき。</li> </ul>
<p>宿泊者受入義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宿泊拒否制限規定はホームステイ型民泊にはなじまない。</li> <li>○インターネットビジネスにおいて、評判の悪いゲストは拒否できる機能が必要。</li> <li>○宿泊拒否制限規定そのものの必要性についても議論すべき。</li> </ul>
<p>行政処分 (報告徴収、立入調査、罰則等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○衛生行政法規の下で、行政が情報収集や適宜の指導をできる体制は維持すべき。</li> <li>○旅館業法に位置付けた上で、立入権限、不利益処分、罰則を適用すべき。</li> </ul>